

燕市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、燕市犯罪被害者等支援条例(令和4年条例第6号。以下「条例」という。)施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法(明治40年法律第45号)その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡又は重傷病を負った者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (4) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上、かつ、通算3日以上(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と、医師に診断されたものをいう。

(支給対象者)

第3条 条例第8条の見舞金の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(第5条の規定による第1順位の遺族(当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第1項の規定による申請時において、本市に住所を有する者に限る。)をいう。)
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第2項の規定に

よる申請時において、本市に住所を有する者に限る。)

- 2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。
- 3 第1項各号に定める見舞金について、支給対象者が、やむを得ない理由により住民登録をせずに本市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「本市に住所を有している者」とみなすことができる。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

- 2 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が死亡した場合(当該重症病支援金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 前項の場合において、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に親族関係(事実上の婚姻関係者を含む。)があつたとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、燕市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者であつたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、燕市犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (2) 申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本、その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金を受けようとする者は、燕市犯罪被害者等重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）及び誓約書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、病名等を明記した診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重症病に該当することを証明することができるもの又はその写し）
- (2) 申請を行う者が、当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (3) 申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明す

る書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

(4) その他市長が必要と認める書類

- 3 申請を行う者がやむを得ない理由により、前2項に掲げる見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続をすることができる。

(支給の申請期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から1年を経過したときは行うことができない。なお、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡し、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受ける場合にあつては、死亡した日から1年を経過したときは、支給を受けることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、当該申請をすることができる。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給を決定したときは燕市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第4号）により、見舞金の支給しないこととしたときは燕市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第5号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する見舞金の審査に際し、申請を行った者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、燕市犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第6号）を、市長に提出するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次のいずれかに該当した場合は、

第9条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、市長は、犯罪被害者等見舞金支給取消通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第13条 条例第7条に規定する相談及び情報の提供等の窓口は市民生活部生活環境課とする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。